

神奈川県国民保護計画

平成30年11月

神奈川県

目 次

第1編	総 論	1
第1章	県の責務、計画の構成等	1
1	県の責務	1
2	県国民保護計画の作成	1
3	県国民保護計画の目的等	1
4	県国民保護計画の構成	2
5	県国民保護計画の見直し、変更手続	2
6	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	国民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	国民の協力	3
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	3
7	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
9	地域特性への配慮	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱	5
1	県	5
2	市町村	5
3	指定地方行政機関	5
4	自衛隊	7
5	指定公共機関	7
6	指定地方公共機関	8
第4章	県の地理的、社会的特徴	9
1	地理的特徴	9
2	社会的特徴	11
第5章	県国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態	15
2	緊急対処事態	15
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	県における組織・体制の整備	17
1	県の各局における平素の業務	17

2	県における体制の整備	19
3	市町村及び指定地方公共機関における組織・体制の整備	20
第2	関係機関との連携体制の整備	21
1	基本的考え方	21
2	国の機関との連携	21
3	他の都道府県との連携	21
4	市町村との連携	22
5	指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携	22
6	自主防災組織等に対する支援	23
7	市町村における関係機関との連携体制の整備	23
第3	通信の確保	24
1	県における通信体制の整備等	24
2	実践的な通信訓練の実施	24
3	非常時の通信体制の確保	24
4	市町村における通信の確保	24
第4	情報収集・提供等の体制整備	25
1	基本的考え方	25
2	警報の通知に必要な準備	25
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4	被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
第5	国民の権利利益の救済に係る体制整備	27
1	国民の権利利益の救済に係る体制整備	27
2	国民の権利利益の救済に関する文書の保存	27
3	市町村における国民の権利利益の救済に係る体制整備	27
第6	研修及び訓練	28
1	研修	28
2	訓練	28
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	29
1	避難及び救援に関する資料の準備	29
2	避難及び救援に関する調整	29
3	運送の確保に関する体制の整備	30
4	交通の確保に関する体制等の整備	30
5	避難施設の指定	31
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	32
第3章	生活関連等施設の把握等	33
1	生活関連等施設の把握	33
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	33
3	市町村における生活関連等施設に関する平素からの備え	34
第4章	生活基盤の確保に関する平素からの備え	35
1	県におけるライフライン施設の機能の確保	35

2	市町村及び指定地方公共機関におけるライフライン施設の機能の確保	35
第5章	物資及び資機材の備蓄	36
1	基本的考え方	36
2	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄	36
3	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄	36
第6章	啓発	37
1	国民保護に関する啓発	37
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発	37
3	市町村における啓発	37
第3編	武力攻撃事態等への対処	38
第1章	初動体制の迅速な確立及び初動措置	38
1	初動体制の整備及び初動措置	38
2	国民保護対策本部に移行する場合の手続	38
3	市町村における初動体制の確立及び初動措置	39
第2章	県対策本部の設置等	40
1	県対策本部の設置	40
2	現地調整所の設置	42
3	通信の確保	42
4	広報の実施	42
5	市町村対策本部の設置	43
第3章	関係機関との連携・協力	44
1	国の対策本部との連携	44
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	44
3	自衛隊の部隊等の派遣要請	44
4	他の都道府県との連携	45
5	指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請	45
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45
7	県の行う応援等	46
8	自主防災組織に対する支援等	47
9	県民への協力要請	47
10	市町村における関係機関との連携・協力	47
第4章	警報及び避難の指示等	49
第1	警報の通知及び伝達	49
1	警報の通知等	49
2	市町村による警報の伝達	50
3	緊急通報の発令	50
第2	避難の指示等	52
1	避難措置の指示	52
2	避難の指示	52

3	避難の指示に際しての留意事項	54
4	県による避難住民の誘導の支援等	56
5	市町村による避難実施要領の策定等	57
6	避難所等における安全確保等	58
第5章	救援	59
1	救援の実施	59
2	関係機関との連携	60
3	救援の内容	60
4	医療活動を実施する際に特に留意すべき事項	64
5	救援の際の物資の売渡し要請等	64
第6章	安否情報の収集及び提供	66
1	安否情報の収集	66
2	総務大臣に対する報告	66
3	安否情報の提供	67
4	日本赤十字社に対する協力	67
5	市町村における安否情報の収集及び提供	67
第7章	武力攻撃災害への対処	69
第1	武力攻撃災害への対処	69
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	69
2	武力攻撃災害の兆候の通報	69
3	生活関連等施設の安全確保	70
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	71
第2	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処	74
1	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処	74
2	武力攻撃原子力災害への対処	75
3	NBC攻撃による災害への対処	77
第3	応急措置等	79
1	退避の指示	79
2	事前措置	79
3	警戒区域の設定	79
4	応急公用負担等	80
5	市町村における応急措置	80
6	消防に関する措置等	80
第8章	被災情報の収集及び報告	82
1	被災情報の収集及び報告	82
2	市町村及び指定地方公共機関における被災情報の報告等	82
第9章	保健衛生の確保その他の措置	83
1	保健衛生の確保	83
2	廃棄物の処理	83
3	文化財の保護	84

第10章	国民生活の安定に関する措置	85
1	生活関連物資等の価格安定	85
2	避難住民等の生活安定等	85
3	生活基盤等の確保	86
第11章	交通規制	88
1	交通状況の把握	88
2	交通規制の実施	88
3	緊急通行車両の確認	88
4	交通規制等の周知徹底	88
5	緊急交通路確保のための権限等	88
6	関係機関との連携	88
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	89
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義	89
2	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	89
3	赤十字標章等の交付及び管理	90
4	特殊標章等の交付及び管理	90
5	赤十字標章等及び特殊標章等についての啓発	90
6	市町村における特殊標章等の交付及び管理	90
第4編	復旧等	91
第1章	応急の復旧	91
1	基本的考え方	91
2	ライフライン施設の応急の復旧	91
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	92
第2章	武力攻撃災害の復旧	93
1	国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施	93
2	当面の復旧	93
3	市町村における武力攻撃災害の復旧	93
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	94
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	94
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	94
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	94
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	95
第5編	緊急対処事態への対処	96
1	緊急対処事態	96
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	96
3	市町村及び指定地方公共機関における緊急対処事態への対処	96

用 語 集

この計画で使用する用語の意味は次のとおり。

1 法令名等

用語	定義等
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
第一追加議定書	1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（平成 16 年条約第 12 号）
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号）
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知

2 機関名等

用語	定義等
県	神奈川県知事及びその他の執行機関
県緊急対処事態対策本部	神奈川県緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）

用語	定義等
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省及び防衛装備庁
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
市町村対策本部	市町村国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市町村長が設置するもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

3 その他

用語	定義等
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所の長
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
N B C	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称 （参考）C B R N E Chemical（化学）、Biological（生物）、Radiological（放射性物質）、Nuclear（核）、Explosive（爆発性）の総称
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの

用語	定義等
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日、閣議決定） （平成 29 年 12 月 19 日、一部変更） 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な指針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の 4 つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
緊急通行車両	①道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車 ②住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置を実施するため運転中の車両
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材

用語	定義等
県国民保護計画	国民保護法第 34 条に基づき県が作成する県の国民の保護に関する計画
国民保護措置	国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条第 1 号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。） 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
市町村国民保護計画	国民保護法第 35 条に基づき市町村が作成する国民の保護に関する計画
指定地方公共機関国民保護業務計画	国民保護法第 36 条に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画
指定都市	地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 本県においては、横浜市、川崎市及び相模原市
生活関連等施設	①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所） として、国民保護法施行令第 27 条に規定する施設
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
地域防災計画	災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画
特定事業所	石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第一種事業所及び第二種事業所
特定事業所等	特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所

用語	定義等
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が扱うもの
特別防災区域	石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の石油コンビナート等特別防災区域
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 【武力攻撃予測事態】（政府見解） 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの
防災	国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為 災害対策基本法等に基づく対策等

第 1 編 総論

第 1 章 県の責務、計画の構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

そのため、県は次のとおりその責務を明らかにし、県の国民の保護に関する計画を作成する。

1 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 県国民保護計画の作成

知事は、その責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 34 条の規定に基づき、県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を作成する。

3 県国民保護計画の目的等

(1) 県国民保護計画の目的

県国民保護計画は、県の国民保護措置の実施体制、県が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において県の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項を定めることにより、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、県民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画には、国民保護法第 34 条第 2 項各号に掲げる次の事項を定める。

- ・ 県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 県が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項
- ・ 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携

に関する事項

- ・ 上記のほか、知事が必要と認める事項

(3) 県国民保護計画の対象となる者

県内に居住又は滞在している者

(4) 県国民保護計画の対象地域

県内全域（県域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

ただし、救援、避難施設の指定等、赤十字標章等の交付など、国民保護法第 184 条第 1 項の規定により指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が処理することとされている事務については、横浜市、川崎市及び相模原市は対象としない。

4 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、次の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

5 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

県国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第 37 条第 3 項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、速やかに県議会に報告し、市町村長及び指定地方公共機関に通知するとともに、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は要しない。

6 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとする。また、基本指針を踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、県民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この場合において、県は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、他の都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、県は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 地域特性への配慮

本県には、①在日米軍や自衛隊の施設、②都市化、人口の過密化が進行した大都市、③京浜臨海部における石油コンビナート施設の存在等の地域特性があるが、県は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に特に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる事務又は業務その他の国民保護に関する事務又は業務を処理する。

1 県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 市町村

- (1) 市町村国民保護計画の作成
- (2) 市町村国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東総合通信局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 非常通信協議会の指導育成

- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置
- (4) 横浜税関
 - 輸入物資の通関手続
- (5) 関東信越厚生局
 - 救援等に係る情報の収集及び提供
- (6) 神奈川労働局
 - ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助
 - イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
 - ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
 - エ 被災者の雇用対策
- (7) 関東農政局
 - ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- (8) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
- (9) 関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (10) 関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策
- (11) 関東地方整備局（京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所）
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (12) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- (14) 東京航空交通管制部
 - 航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (15) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - 気象状況の把握及び情報の提供
- (16) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署）
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示

オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力
攻撃災害への対処に関する措置

(17) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び提供
- ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置

(18) 南関東防衛局（横須賀防衛事務所、座間防衛事務所）

- ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

5 指定公共機関

(1) 日本赤十字社

- ア 医療救護
- イ 外国人の安否調査
- ウ 救援物資の備蓄及び配分
- エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給
- オ その他の救援

(2) (独) 国立病院機構

医療助産等救護活動の実施

(3) 公共的施設管理者（東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)）

- ア 道路の適切な管理
- イ 道路の応急復旧

(4) 電気事業者（東京電力ホールディングス(株)、電源開発(株)）

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する電力供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(5) 東京ガス(株)

- ア 施設の整備及び点検
- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧

(6) バス事業者（小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)）

避難住民の運送の確保

(7) 鉄道事業者（日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株)）

- ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
- イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(8) 内航海運事業者（井本商運(株)、近海郵船(株)）

緊急物資の運送の確保

(9) トラック事業者（佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)）

緊急物資の運送の確保

- (10)電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ）
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧
- (11)放送事業者（日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送）
 - 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
- (12)日本銀行
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
- (13)日本郵便(株)
 - 郵便物の送達の確保

6 指定地方公共機関

- (1)（公社）神奈川県医師会、（一社）神奈川県歯科医師会、（公社）神奈川県薬剤師会、（公社）神奈川県看護協会、（独）神奈川県立病院機構
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (2) 神奈川県道路公社
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、（公社）神奈川県LPガス協会）
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (4)（一社）神奈川県バス協会
 - 避難住民の運送の確保
- (5) 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、（株）横浜シーサイドライン）
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (6)（一社）神奈川県トラック協会
 - 緊急物資の運送の確保
- (7) 放送事業者（（株）アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 県の地理的、社会的特徴

県が国民保護措置を実施するに当たり、特に留意することが必要な県の地理的、社会的特徴は、次のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 地形

本県は、関東平野の南西部に位置し、北側は東京、山梨両都県に、東側は一級河川多摩川をはさんで東京都に、西側は静岡、山梨両県にそれぞれ接しており、南側は相模湾に面している。

地形は、①丹沢山地と箱根火山で特徴づけられている起伏の激しい山がちの西部地域、②多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、③相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地からなる中央地域の三地域に大きく分けられる。

① 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内で一番高い蛭ヶ岳（1,673メートル）をはじめ1,300メートル前後の山々が連なる丹沢山地がある。その前面に秦野盆地、大磯丘陵が続いている。南西には三重式火山である箱根火山があり、酒匂川、狩川によって作られた足柄平野が、そのすそ野に広がっている。

② 東部の丘陵、台地の地域

北には多摩丘陵、下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いている。南には三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにリアス式海岸が発達している。

③ 平坦な中央地域

中央地域は、相模川を中心として、その両岸に平坦な段丘と低地が広がっている。北から相模原台地、扇状地性の愛甲台地、相模低地と続き、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいる。



(2) 主な山岳

山岳名	所在地	標高 (m)	山岳名	所在地	標高 (m)
蛭ヶ岳	足柄上郡、相模原市	1,673	畦ヶ丸	足柄上郡	1,293
檜洞丸	足柄上郡、相模原市	1,600	大山	愛甲郡、秦野市 厚木市、伊勢原市	1,252
大室山	足柄上郡、相模原市	1,588	金時山	足柄上郡、足柄下郡	1,213
丹沢山	愛甲郡、足柄上郡 相模原市	1,567	明神ヶ岳	足柄上郡、足柄下郡	1,169
塔ノ岳	足柄上郡、秦野市	1,491	二子山	足柄下郡	1,091
加入道山	足柄上郡	1,418	焼山	相模原市	1,060
菰釣山	足柄上郡	1,379	台ヶ岳	足柄下郡	1,045
駒ヶ岳	足柄下郡	1,327	鞍掛山	足柄下郡	1,004

(3) 主な河川

河川名	県内 総延長 km	県内 流域面積 km	備 考	河川名	県内 総延長 km	県内 流域面積 km	備 考
多摩川	28.4	68.22	一級河川	境川	52.1	191.95	二級河川
鶴見川	32.0	184.40	〃	柏尾川	11.1	83.78	〃 (境川水系)
相模川	55.6	672.97	〃	引地川	20.7	66.91	〃
中津川	32.8	143.42	〃 (相模川 水系)	金目川	21.0	177.25	〃
道志川	21.7	66.78	〃 (〃)	酒匂川	27.2	387.64	〃
小鮎川	21.4	50.01	〃 (〃)	河内川	20.3	173.23	〃 (酒匂川 水系)
目久尻川	19.9	34.27	〃 (〃)	早川	20.7	80.59	〃
帷子川	19.3	57.90	二級河川	平作川	11.0	26.08	〃

(4) 海岸線

本県は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、平成 23 年 3 月 31 日現在、42 万 8,548 メートルとなっている。

(5) 気象

本県は、西部に丹沢や箱根の山地をひかえ、東と南が平野と海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖な海洋性の気候となっている。

降水量は、乾燥した晴天が続く 12 月から 2 月は少なく、低気圧や前線又は台風の影響を受けやすい 6 月から 10 月が多い。

風向きは、10 月から 3 月は北から、6 月から 8 月は南からの風が多い。

年平均気温	15.8℃
日最高気温平均値（8月）	30.6℃
日最低気温平均値（1月）	2.3℃
年間日照時間	1964.4 時間
年間降水量	1,688.6 ミリメートル
年平均風速	3.5 メートル(毎秒)
年最多風向	北

（昭和 56 年～平成 22 年(30 年間)平均値、横浜地方気象台データ）

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

本県の人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在、916 万 3,279 人（男 457 万 679 人、女 459 万 2,605 人）で、全国人口の約 7 パーセントを占め、東京都に次いで全国第 2 位となっている。

人口密度は、1 平方キロメートル当たり 3,793 人で、東京都、大阪府に次いで全国第 3 位の人口過密県となっている。

地域別の人口分布状況（総人口に占める割合）は、次のとおりである。

横浜地域	373 万 3,084 人（40.7 パーセント）
川崎地域	150 万 5,357 人（16.4 パーセント）
県央地域	157 万 2,147 人（17.2 パーセント）
湘南地域	130 万 4,459 人（14.2 パーセント）
横須賀三浦地域	70 万 5,364 人（7.7 パーセント）
県西地域	34 万 2,868 人（3.7 パーセント）

また、平成 27 年国勢調査の結果では、昼間人口は 832 万 2,926 人、夜間人口は 912 万 6,214 人となっており、昼夜間人口比率は 91.2 である。

県内の市町村のうち、昼夜間人口比率が 100 以上となっているのは、8 市区町（横浜市西区、横浜市中区、箱根町、中井町、川崎市川崎区、厚木市、愛川町、横浜市神奈川区の順）で、最も高いのは横浜市西区の 186.0 となっている。

さらに、他県を従業地・通学地として本県から流出している人口は、113 万 1,482 人（うち通勤 99 万 7,585 人、通学 13 万 3,897 人）、本県を従業地・通学地として他県から流入している人口は、32 万 8,194 人（うち通勤 27 万 7,379 人、通学 5 万 815 人）で、流出超過人口は 80 万 3,288 人となっている。

(2) 土地

本県の面積は、平成 29 年 10 月 1 日現在、24 万 1,617 ヘクタールで、全国総面積の約 0.64 パーセントを占め、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次いで、全国で 5 番目に狭い県となっている。

県の総面積のうち都市計画区域は、19 万 9,776 ヘクタール（平成 30 年 4 月 1 日現在）で、県の総面積の 82.7 パーセントとなっている。このうち、市街化区域面積は、9 万 4,316 ヘクタールで、県の総面積の 39.0 パーセントとなっている。

(3) 市町村

県内には、平成 30 年 4 月 1 日現在、19 市 13 町 1 村があり、そのうち、指定都市は、横浜市、川崎市及び相模原市の 3 市、中核市（地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。）は、横須賀市の 1 市、施行時特例市は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の 5 市となっている。

また、平成 29 年 4 月 1 日現在、保健所設置市（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項に規定する政令で定める市をいう。以下同じ。）は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市の 6 市となっている。

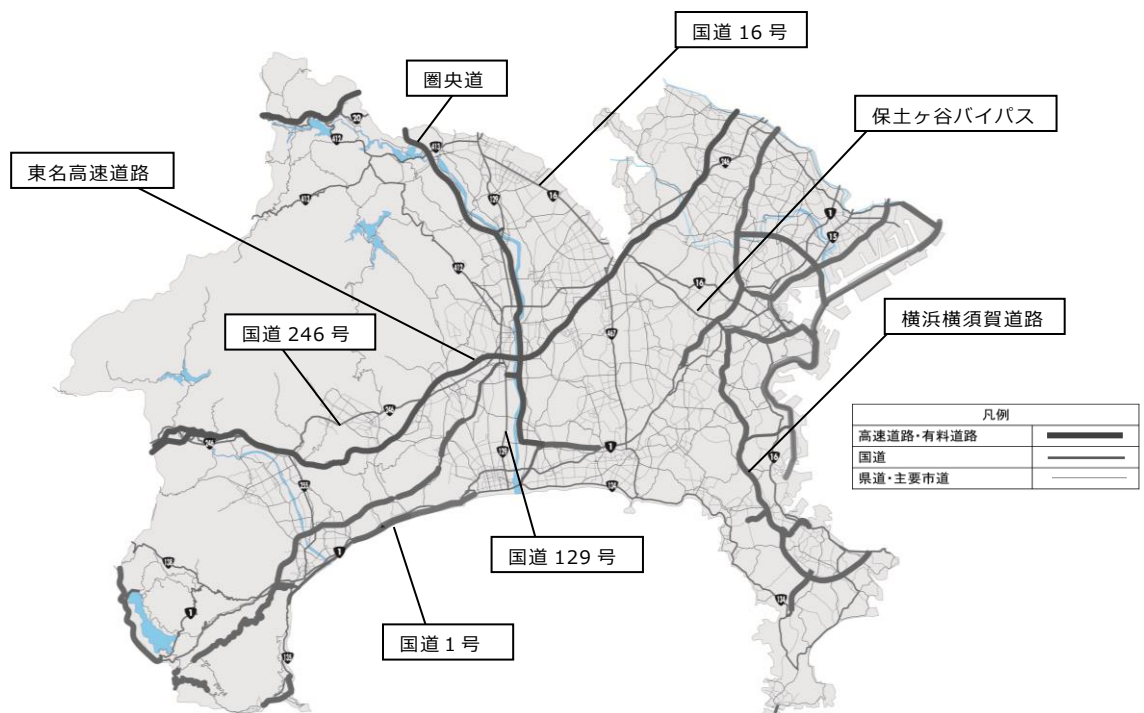
(4) 交通

ア 道路

本県には、高速自動車国道 3 路線をはじめ、一般国道 20 路線、主要地方道 58 路線（県道 48 路線、市道 10 路線）、一般県道 123 路線、市町村道等があり、その総延長は、平成 30 年 4 月現在、2 万 5,463 キロメートルである。

主要な道路としては、第一東海自動車道（東名高速）が、約 70 キロメートルにわたって県の中央部を東から西に横断している。このほか、県を東西方向に走る道路としては、一般国道 1 号、一般国道 246 号などがある。

一方、県を南北方向に走る道路としては、一般国道 129 号や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、横須賀市から三浦半島を縦断し、横浜市、相模原市等を経て東京都へ至る一般国道 16 号などがある。なお、一般国道 16 号のうちの一部は、自動車専用道路の横浜横須賀道路や保土ヶ谷バイパスとなっている。



イ 鉄道

県内の鉄道は、平成 29 年 10 月 31 日現在、J R が 13 路線、延長 311.6 キロメートル、駅数 111 駅、私鉄が 23 路線、延長 296.0 キロメートル、駅数 234 駅、横浜市営地下鉄が 3 路線、延長 53.4 キロメートル、駅数 40 駅であり、平成 28 年度における県内各駅の 1 日平均合計乗車人員は約 789 万人となっている。

また、1 日平均乗車人員が 15 万人を超える駅は、横浜駅（113 万 1,062 人）、川崎駅（27 万 2,575 人。京急川崎駅を含む。）、武蔵小杉駅（23 万 9,050 人）、藤沢駅（20 万 1,046 人）、登戸駅（16 万 2,951 人）、戸塚駅（15 万 5,821 人）となっている（平成 28 年度）。

ウ 港湾

本県には、東京湾・相模湾に 7 つの港湾がある。

東京湾には、国家戦略港湾の横浜港・川崎港と重要港湾の横須賀港の 3 港があり、首都圏の産業・経済に重要な役割を果たしている。なお、これらは、各々の市が港湾管理者となっている。

また、相模湾には、ヨットハーバーを中心とした湘南港・葉山港、物流を中心とした大磯港・真鶴港の 4 つの地方港湾があり、これらは、県が港湾管理者となっている。

(5) 都市構造

ア 都市化

本県では、高度成長期に、横浜、川崎を中心とする各地で人口が急激に増加したこと等に伴い、住宅地の開発が行われ、市街化が進み、また、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行するなど、都市化が進展している。

イ 産業活動

本県では、京浜臨海部をはじめ、内陸部に研究開発機能等を活かした試験研究機関や先端技術産業が立地し、都市部に業務施設が立地するなど、活発な産業経済活動が展開されている。

(6) 観光客

本県は、横浜、鎌倉、箱根・湯河原といった国際的な観光地を擁するほか、湘南、三浦半島、丹沢・大山など、特色ある観光地が形成されており、首都圏から気軽に訪れることができる地域として多くの観光客を集めている。

なお、平成 29 年中に本県を訪れた観光客（入込観光客）の推計延人数は、2 億 69 万人で、そのうち、日帰り観光客の推計延人数は 1 億 8,404 万人、宿泊観光客の推計延人数は 1,665 万人となっている。

(7) 在日米軍施設

本県には、平成 30 年 1 月 1 日現在、日米安全保障条約第 6 条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設（いわゆる米軍基地）が 12 か所あり、その面積は約 1,739 万平方メートルで、県の総面積の約 0.7 パーセントを占めている。なお、多くの施設が、人口の密集した市街地に位置している。

また、県内の在日米軍施設には、駐留軍等労働者が、平成 30 年 3 月 31 日現在、9,102 人在籍しており、その数は全国（2 万 5,803 人）の約 35.3 パーセントを占め、全国第 1 位となっている。

(8) 自衛隊施設

本県には、主な自衛隊施設として、陸上自衛隊武山駐屯地、海上自衛隊横須賀地区、同厚木航空基地などが所在している。

(9) 危険物等の集積

ア 石油コンビナート施設

本県には、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に指定された 2 つの地区（京浜臨海地区、根岸臨海地区）がある。

なお、特別防災区域全体の面積は、41.39 平方キロメートル（平成 27 年 4 月 1 日現在）で、全国の特別防災区域面積の約 10 パーセントを占めている。

イ 原子力関連施設等

本県には、原子力関連施設として、核燃料加工施設が 1 施設、試験研究用原子炉施設等が 2 施設ある。

(10) ダム

本県には、主要なダムとして、相模川水系に、相模ダム（相模湖）、城山ダム（津久井湖）及び宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）が、また、酒匂川水系に、三保ダム（丹沢湖）がある。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている次の4類型の武力攻撃事態を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

特徴

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

- ・ 突発的に被害が発生することもある。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ N B C兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

特徴

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている次の分類の緊急対処事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
事態例

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
事態例

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

1 県の各局における平素の業務

県の各局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

(1) 政策局

- ・ 在日米軍との連絡調整に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの）に関すること。
- ・ 情報収集・提供体制の整備（コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。
- ・ 一般ボランティアに関すること。
- ・ 物資・資機材（生活必需物資）の調達体制の整備に関すること。

(2) 総務局

- ・ 非常通信体制の整備（災害時優先電話の確保）に関すること。
- ・ 情報収集・提供体制の整備（固定電話等の情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。

(3) くらし安全防災局

- ・ 国民保護協議会に関すること。
- ・ 関係機関（国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等）との連携体制の整備に関すること。
- ・ 自主防災組織の支援に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（他局に属さないもの）に関すること。
- ・ 情報収集・提供体制の整備（他局に属さないもの）に関すること。
- ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。
- ・ 研修、訓練及び啓発に関すること。
- ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関すること。
- ・ 避難施設の指定に関すること。
- ・ 生活関連等施設の把握に関すること。
- ・ 生活関連等施設（他局に属さないもの）の安全確保に関すること。
- ・ 物資・資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する他局との連絡調整に関すること。
- ・ 物資・資機材（他局に属さないもの）の備蓄に関すること。
- ・ 物資・資機材（LPガス）の調達体制の整備に関すること。
- ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。

(4) 国際文化観光局

- ・ 情報収集・提供体制の整備（外国籍県民に係るもの）に関すること。

(5) スポーツ局

- ・ 生活関連施設等（スポーツ局が管理する施設）の安全確保に関する事。

(6) 環境農政局

- ・ 生活関連等施設（危険物質（農林水産省の所管に係る毒薬・劇薬）の取扱所）の安全確保に関する事
- ・ 物資・資機材（応急食糧）の調達体制の整備に関する事。

(7) 福祉子どもみらい局

- ・ 福祉ボランティアとの連絡調整に関する事。
- ・ 物資・資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関する事。
- ・ 赤十字標章等の交付及び管理に関する事。

(8) 健康医療局

- ・ 救援に関する医療関係団体等との調整に関する事。
- ・ 物資・資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関する事。
- ・ 生活関連等施設（危険物質（厚生労働省の所管に係る毒物・劇物及び毒薬・劇薬）の取扱所）の安全確保に関する事。
- ・ 物資・資機材（毛布）の備蓄に関する事。

(9) 産業労働局

- ・ 物資・資機材（生活必需物資）の調達体制の整備に関する事。

(10) 県土整備局

- ・ 所管の輸送施設（道路、港湾）の把握に関する事。
- ・ 生活関連等施設（ダム）の安全確保に関する事。
- ・ ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関する事。
- ・ 物資・資機材（建設資機材）の調達体制の整備に関する事。

(11) 企業局

- ・ 給水区域内のライフライン施設（上水道）の機能の確保に関する事。
- ・ 物資・資機材（災害用、漏水用資機材）の備蓄に関する事。
- ・ 物資・資機材（災害用、漏水用資機材）の調達体制の整備に関する事。

(12) 教育委員会

- ・ 学校における啓発に関する事。

(13) 警察本部

- ・ 警備体制の整備に関する事。
- ・ 交通規制に関する事。
- ・ 治安に関する情報の収集に関する事。
- ・ 防犯その他各種犯罪抑止活動に関する事。
- ・ 生活関連等施設の安全確保に関する事。
- ・ 特殊標章等の交付及び管理に関する事。

2 県における体制の整備

(1) 24 時間即応体制の確立

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を速やかに確保し、また、県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）である知事との連絡体制を確立できるよう次の体制をとる。

ア 当直体制

くらし安全防災局職員が県庁において平日の夜間及び休日の昼夜間に当直体制をとる。

イ 幹部職員等の即時参集体制

くらし安全防災局幹部職員が県庁周辺の待機宿舎等において待機体制をとる。

さらに、くらし安全防災局職員等は、常時、携帯電話等を携帯し、緊急参集できる体制をとる。

(2) 県の体制及び職員の配備基準

県は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、配備体制を定める。

区分		体制	配備基準	配備内容
事態認定前		非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	くらし安全防災局は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制
		危機管理対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた全局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、必要な対策を実施する体制
事態認定後	本部未設置	非常配備体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	くらし安全防災局は、情報収集活動に、各局総務室及び関係地域県政総合センター等は、待機体制に入り、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な国民保護措置が実施できる体制
		危機管理対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた全局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制
	本部設置	国民保護対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制

(3) 参集職員の所掌事務

県は、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(4) 災害対策本部室の機能確保

県は、県対策本部となる災害対策本部室について、国民保護措置を実施する上で必要な機能を確保する。また、災害対策本部室の代替施設である県総合防災センターについても必要な機能を確保する。

(5) 県警察における体制の整備

県警察は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から武力攻撃事態等の兆候等に関する情報の収集を行うほか、関係機関と連携した防犯活動等を通じて、各種犯罪抑止活動を行うなど治安の維持に努めるとともに、必要な体制を整備する。

3 市町村及び指定地方公共機関における組織・体制の整備

市町村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。また、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化を図るよう努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、国民保護措置の実施に当たっては、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の意思疎通

県は、避難、救援、在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

(3) 関係機関の連絡先の把握

県は、関係機関の連絡先について、随時、情報の更新を行う。なお、関係機関の連絡先は資料編に掲げているとおりである。

(4) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等を円滑に行えるよう、指定行政機関等と必要な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣の要請、在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、国民保護措置を円滑に実施できるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行うなど、広域にわたる避難、物資及び資機材の提供、救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 近隣都県との連携

県は、広域にわたる避難や救援に関し、近接する東京都、山梨県及び静岡県並びに九都県市防災・危機管理対策委員会の構成員である埼玉県及び千葉県との間で緊密な連携を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、県保健福祉事務所及び県衛生研究所は、上記の各都県との間で

円滑に情報の共有を図ることができるよう、緊密な連携を図る。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を行うとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制の整備を図る。

4 市町村との連携

(1) 市町村との連携

県は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、市町村との緊密な連携を図る。特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の内容、運送の確保等、県と市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の実施する国民保護措置と市町村の実施する国民保護措置との整合性の確保を図る。

(3) 市町村間の連携への支援

県は、近接する市町村が、国民保護措置について意見交換するための機会を設けるなど、市町村相互間の国民保護措置について整合性の確保を図るための支援を行う。

(4) 消防機関の応援態勢の整備

ア 県は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図る。

イ 県は、消防機関におけるNBC攻撃により発生する武力攻撃災害に対処可能な部隊数や資機材の所在について、把握する。

ウ 県は、市町村と連携し、消防団の充実・活性化を図るとともに、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

県は、指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画への助言

知事は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 県は、関係機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

イ 県は、武力攻撃災害時における顧客、従業員に対する安全確保、国民保護措置への協力、資機材や食料等の備蓄などを企業に要請する。

ウ 県は、都市の市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう、市町村と協力し、連携体制の確保に努める。

6 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織の活性化の推進

県は、市町村とともに自主防災組織の核となるリーダーに対する研修を通じて組織の活性化を推進し、その充実を図る。

(2) ボランティア活動に対する支援

県は、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動に対する支援を行う。

7 市町村における関係機関との連携体制の整備

(1) 市町村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との連携体制を整備するものとする。

(2) 市町村は、自主防災組織が行う、消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努めるとともに、国民保護措置についての訓練の実施の促進に努めるものとする。

(3) 市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境を整備するよう努めるものとする。

第3 通信の確保

1 県における通信体制の整備等

県は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、関係機関との情報受伝達手段の確保を図る。

県は、通信網等の整備に当たっては、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上有線系、移動無線系、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を併せて図る。

2 実践的な通信訓練の実施

県は、武力攻撃災害により、通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

3 非常時の通信体制の確保

- (1) 県は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
- (2) 県は、関東地方非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用できるよう、連携を図る。
- (3) 県は、防災行政通信網の途絶等の対策に十分留意する。

4 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等における警報等情報の受伝達を迅速かつ確実に行えるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、各種通信手段の活用のための体制の整備等に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

県は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び県民に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。

また、県は、高齢者、障がい者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

県は、体制の整備に当たっては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ（保護）に留意しながらデータベース（コンピュータでの情報集積）化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報の通知に必要な準備

(1) 警報の通知先となる関係機関

県は、国の対策本部長が発令した警報が総務大臣から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、総務大臣から警報が通知をされたときに、知事が警報の伝達を行う学校、病院、駅、大規模集客施設その他の多数の者が利用する施設の管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(3) 市町村による警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき関係機関について、その連絡先、連絡方法等をあらかじめ定めておくものとする。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整

理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在、連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県は、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の収集について避難施設の管理者等に協力を要請する。

(3) 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

ア 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報システムを利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供を可能とする体制を整備するよう努めるものとする。

イ 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、武力攻撃事態等に至ったときに直ちに安否情報の収集が実施できるよう、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集の協力を要請する関係機関を把握しておくなど、必要な準備をするよう努めるものとする。

4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 被災情報収集のための体制整備

県は、被災情報を収集又は整理し、関係機関、県民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を火災・災害等即報要領に基づき行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を速やかに県に報告するよう周知する。

(3) 市町村における被災情報の収集、整理、提供等に必要な準備

市町村は、被災情報を収集又は整理し、関係機関、住民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。

第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

1 国民の権利利益の救済に係る体制整備

県は、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。

2 国民の権利利益の救済に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、県行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。この場合において、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

また、県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

3 市町村における国民の権利利益の救済に係る体制整備

市町村は、国民の権利利益の救済の手続について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努めるものとする。

第6 研修及び訓練

1 研修

県は、県民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対する研修を実施するとともに、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置についての研修を行う。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、市町村、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

(2) 訓練の形態

- ・ 図上訓練
- ・ 県対策本部の運営訓練
- ・ 情報受伝達訓練
- ・ 武力攻撃災害への対応訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 県は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行う。

また、県の地域特性である在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域、大都市及び石油コンビナート施設における措置を想定して訓練を行うよう努める。

イ 県は、訓練の実施に当たっては、消防機関、県警察、第三管区海上保安本部、自衛隊等との連携を図り、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

ウ 県は、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。

エ 県は、図上訓練等を重ねることにより、県国民保護計画の検証を行う。

オ 県は、国民保護措置と防災の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

カ 県は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

キ 県警察は、必要に応じて交通規制を実施することにより、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。

ク 知事は、住民の避難に関する訓練を行う場合は、必要に応じ住民に対し訓練への参加について協力を要請する。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

(4) 市町村における訓練の実施

市町村は、国民保護措置についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、実践的なものとするよう努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難及び救援に関する資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、また、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、マニュアル（要領）を整備するとともに、次に掲げるもののほか必要な資料を準備し、随時、更新を行う。

- ・ 県の地図
- ・ 人口分布
- ・ 道路網のリスト
- ・ 鉄道網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 収容施設候補地のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース（コンピュータでの情報集積）
- ・ 広域応援活動拠点のリスト
- ・ 墓地、火葬場等のリスト
- ・ 在日米軍、自衛隊施設等のリスト
- ・ 石油コンビナート施設等に関する資料
- ・ 生活関連等施設のリスト
- ・ 関係機関の連絡先

2 避難及び救援に関する調整

(1) 近隣都県との調整

県は、広域的避難における主要な避難経路及び県の区域を越える避難住民の対応について、近隣都県とあらかじめ調整を行う。なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合には、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、県は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(2) 市町村の避難実施要領のパターン作成に対する助言

県は、市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たって、必要な助言を行う。この場合において、県警察は避難経路の選定等について必要な助言を行う。

(3) 医療関係団体等との調整

県は、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国や医療関係団体等の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療機関等の把握に努める。

(4) 電気通信事業者との調整

県は、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関である電気通信事業者と調整を行う。

(5) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設との調整

県は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設について、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように必要な対策をとる。

3 運送の確保に関する体制の整備

(1) 輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送事業者、関東運輸局等の協力を得て、運送事業者の輸送力及び道路、鉄道、港湾等の輸送施設に関する情報について把握する。

また、県は、市町村が運送事業者と締結した協定等について、その内容を把握する。

(2) 運送経路の把握等

県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、防災のための緊急輸送道路を参考にし、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

運送経路の把握に当たっては、武力攻撃事態等においては武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成 16 年法律第 114 号）に基づき国により道路等の利用調整が行われることがあることに留意する。防衛活動の拠点となる在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域においては、特に留意する。

また、県は、広域的避難に備えて近隣都県と必要な調整を行う。

(3) 運送事業者等との調整

県は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関等と運送の実施体制について調整する。この場合において、大都市においては多数の避難住民の発生が見込まれることに留意する。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県及び県警察は、武力攻撃事態等において、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

知事は、人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、県の区域（指定都市を除く。）において避難施設の指定を行う。

県は、避難施設の指定に当たっては、できるだけ多くの施設の確保に努める。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定する。ただし、大都市においては、国の対策本部長により直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示がなされることから、十分な避難施設の指定に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

知事は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者の同意を文書等により得る。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の状況の把握

県は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用することができ、また、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握するなど避難施設の状況を把握するよう努める。

(5) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定、避難誘導等を支援するため、避難施設の情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防機関等と連携し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(6) 大規模集客施設への協力要請

県は、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に当該施設の利用客及び付近の通行人が一時的に留まることができるよう、市町村と連携し、大規模集客施設に対し、協力を要請する。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するよう努めるものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

また、市町村は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておくものとする。

(2) 輸送力・輸送施設の把握

市町村は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携して市町村内の輸送力及び輸送施設についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。

(3) 市町村が実施又は補助する救援への備え

知事が救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとされており、また、市町村長は、知事が行う救援を補助するとされていることから、市町村は、迅速に救援に関する措置を行い、又は補助することができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、生活関連等施設がその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすもの、又は周辺の地域に著しい被害を生じさせるものであることから、次に掲げる生活関連等施設のうち県内に所在する生活関連等施設について、県が保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき状況を把握する。

国民保護法施行令		施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品医療機器等法）
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し、生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 生活関連等施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知し、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、県が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 生活関連等施設の管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル（要領）等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 生活関連等施設の管理者に対する支援

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、県警察が必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、必要な支援を行う。

3 市町村における生活関連等施設に関する平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定めるものとする。

第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え

1 県におけるライフライン施設の機能の確保

県は、その管理する上下水道が県民生活に欠かすことができないことから、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

2 市町村及び指定地方公共機関におけるライフライン施設の機能の確保

市町村及び指定地方公共機関は、それぞれ管理する上下水道、工業用水道、ガスのライフライン（電気・ガス等の生活生命線）施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第5章 物資及び資機材の備蓄

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援を実施する際に必要な物資や資機材については、防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、県は、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。また、国民保護措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、点検する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置の実施のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・調達体制の整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携の下で対応する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、避難や救援を実施する際に必要な物資及び資機材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、防災のための備蓄等を踏まえ、備蓄し、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材や、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等の備蓄・調達体制の整備については、国が備蓄・調達体制の整備等を行うとされていることから、県は、国の状況を踏まえ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国、市町村その他関係機関と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の相互供給体制を整備する。

3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資機材の備蓄

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資機材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

また、市町村は、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

第6章 啓発

1 国民保護に関する啓発

(1) 啓発の内容

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、県民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、県は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から県民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について、啓発を行う。

(2) 啓発の方法

県は、国と連携して、県民に対し、広報誌紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえて啓発を行う。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(3) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、県民への啓発を行う。

(4) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発

(1) 住民がとるべき行動の啓発

県は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、市町村の協力を得つつ、啓発資料等を活用して県民への周知を図る。

また、県は、弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について平素から県民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町村における啓発

市町村は、国、県と連携して住民に対し、様々な媒体等を活用して国民保護の重要性について啓発に努めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いことから、県は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、県民の生命、身体及び財産の保護のために、迅速に初動措置を講ずる必要がある。

このため、県は初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが必要であることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、整備を図る。

1 初動体制の整備及び初動措置

(1) 神奈川県危機管理対策本部の設置等初動体制の整備

ア 県は、現場からの情報により、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、県としての確かつ迅速に対処するため、神奈川県危機管理対処方針に基づき、知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部を設置し、必要な初動体制を整備する。

また、県警察においても、所要の体制を確立する。

イ 県は、神奈川県危機管理対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を経由（県警察においては、警察庁を経由）して国に連絡する。また、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に速やかに連絡する。

ウ 神奈川県危機管理対策本部の本部長は、県警察、消防機関、第三管区海上保安本部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報を収集し、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

(2) 神奈川県危機管理対策本部等における初動措置

神奈川県危機管理対策本部は、収集した情報を分析し、対処方針を決定する。また、決定した対処方針に基づき、応急対策を実施し、被害の最小化を図る。

(3) 国等に対する支援要請

知事は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 国民保護対策本部に移行する場合の手続

(1) 県は、政府において事態認定が行われたときは、退避の指示等の所要の国民保護措置を行うほか、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

- (2) 県は、政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合は、直ちに県対策本部を設置して新たな態勢に移行するとともに、神奈川県危機管理対策本部は廃止する。

3 市町村における初動体制の確立及び初動措置

(1) 事態認定前における初動体制の確立及び初動措置

市町村は、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、事態認定前における初動体制を確立し、初動措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 国民保護対策本部への移行

市町村は、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、(1)で設置した初動体制は廃止するものとする。

(3) 国民保護対策本部に移行する場合の調整

市町村は、(2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられているときは、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県は、武力攻撃事態等において県及び関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、県対策本部を設置する。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部設置の手続

ア 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

イ 知事による県対策本部の設置

知事は、指定の通知を受けたときは、直ちに知事を本部長とする県対策本部を設置する。

なお、神奈川県危機管理対策本部を設置していた場合は、直ちに、神奈川県危機管理対策本部は廃止する。

ウ 県対策本部の組織及び業務

県対策本部の組織及び業務については、県対策本部長が別に定める。

エ 職員の参集

県対策本部長は、県対策本部を設置したときは、直ちに各局長及び各地域県政総合センター所長に通知し、各局長等は、あらかじめ定めた配備編成計画に基づき職員を配備する。なお、勤務時間外、休日の場合には、各局長等は、あらかじめ定めた連絡体制により必要な職員に対し、緊急参集するよう連絡する。

オ 県対策本部の開設

県は、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に県対策本部を開設する。ただし、県庁が被災し、県対策本部を開設できない場合は、県総合防災センターに県対策本部を開設する。また、全県的な避難が必要で、県内に県対策本部を設置することができない場合、知事は、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

また、県は、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、確認する。

カ 県対策本部設置の連絡

知事は、県対策本部を設置したときは、直ちに、県議会に対して、その旨を連絡する。

また、知事は、直ちに、指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請

知事は、県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。また、市町村長から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があったときも、同様とする。

(3) 県現地対策本部の設置

知事は、国民保護措置の実施に当たって、地域において連絡、調整等をきめ細かく行う必要があると認めるときは、必要と認めた地域県政総合センターに、県現地対策本部を設置する。

(4) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、県の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

また、県対策本部長は、市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行う。この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

ウ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席（自衛隊の連絡員の派遣）を求めることができる。

エ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに当たり、関係機関に対し、国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

カ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(5) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から総務大臣を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町村、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときで、災害の状況が重大であり、又は当該措置が市町村の区域を越えて実施されるなど市町村が対応することが困難と認められる場合は、関係市町村と調整のうえ、速やかに現地調整所を設置する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

県は、武力攻撃事態等において、地上系無線、衛星電話及び有線系の情報通信手段を確保するために、これらの情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(2) 通信輻輳・混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳・混信等の対策のため、防災行政通信網の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。また、防災行政通信網の統制局が被災した場合であっても、通信を確保するため、衛星通信を確保する。

(3) 各種通信手段の利用

県は、電話、防災行政通信網等が使用不能となった場合、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、通信の確保を図る。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、通信輻輳・混信等の対策のため、必要に応じ、通信を確保するための措置の実施に努めるものとする。

4 広報の実施

県は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱状態の発生を防ぐため、県対策本部に速やかに広報部門を設置し、県民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。

広報を行うに当たっては、県は、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネット等の広報手段を活用し、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、安否情報の提供方法等の情報を提供する。

また、県は、報道機関に対し、報道を要請する。この場合において、当該報道は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

5 市町村対策本部の設置

内閣総理大臣から、総務大臣を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けた市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置するとともに、職員の参集、情報の収集・連絡体制の確立等国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制をとり、国民保護措置を総合的に推進するものとする。

第3章 関係機関との連携・協力

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣する等により、当該本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

県は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、県対策本部長又は県対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から(1)の要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請

(1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

なお、自衛隊が実施する国民保護措置として想定される内容は、次のとおりである。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧

また、県は、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施することに留意して派遣要請を行う。

- (2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めを受けたときは、その必要性を総合的に勘案し、防衛大臣に対し要請する。
- (3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県との連携

(1) 他の都道府県との連携

県は、他の都道府県と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に県の区域を越える住民の避難を行う場合、近隣都県と緊密な連携を図る。

(2) 都道府県間の応援

ア 県は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。

イ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(3) 事務の一部の委託

ア 県が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の都道府県に委託するときは、次の事項を定めて委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・ 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

イ 知事は、他の都道府県に対する事務の委託を行ったときは、その内容を速やかに県議会に報告し、県は、上記事項を公示するとともに、総務大臣に届け出る。

5 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 第 1 項の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣を要請する理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間

- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。
- その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。
- ・ 派遣のあつせんを求める理由
 - ・ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - ・ 派遣を必要とする期間
 - ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項
- (3) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (4) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性を総合的に勘案し、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (5) 知事は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めを受けたときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、あつせんを行う。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

ア 県は、他の都道府県から応援の求めを受けたときは、必要な応援を行う。この場合において、応援を求められた都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援を行う際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

イ 知事は、他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、所定の事項を県議会に報告し、県は、公示を行い、総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

ア 県は、市町村から国民保護措置の実施に関し応援の求めを受けたときは、必要な応援を行う。

イ 知事は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、当該市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

ウ 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、必要な応援を行う。

8 自主防災組織に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織が自発的に行う警報の伝達、避難住民の誘導等に資するための活動に対して、市町村を通じて、情報の提供等必要な支援を行う。この場合において、県は、自主防災組織の活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) ボランティアの支援

県は、武力攻撃事態等においてボランティア活動を行おうとする者がいる場合には、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断する場合には、関係機関と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズ（要望）や活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 救援物資の受入れ

県は、関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、配分に係る必要な体制を整備する。

9 県民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、県民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

10 市町村における関係機関との連携・協力

(1) 関係機関との連携の確保

市町村は、武力攻撃事態等においては、国、県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(2) 自主防災組織に対する支援等

ア 自主防災組織に対する支援

市町村は、市町村からの要請に応じて自主防災組織が市町村に協力して行う警報の伝達、避難住民の誘導等に資するための活動に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。この場合において、必要な情報を随時十分に提供すること等により、自主防災組織の活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

イ ボランティアの支援

市町村は、武力攻撃事態等においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、ボランティアの受入体制の整備を図るよう努めるものとする。

また、市町村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その適否を判断するものとする。

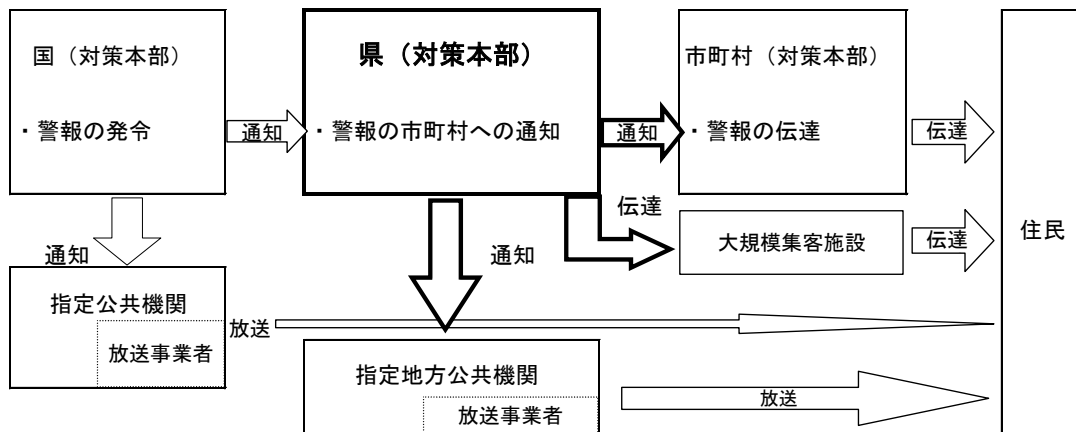
ウ 救援物資の受入れ

市町村は、関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、配分に係る必要な体制の整備に努めるものとする。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

【警報の通知及び伝達の流れ】



1 警報の通知等

(1) 警報の通知

ア 知事は、国の対策本部長が発令した警報が総務大臣から通知されたときは、直ちに、防災行政通信網等を通じて、市町村長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

イ 知事は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

ウ 知事は、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

エ 放送事業者である指定地方公共機関は、警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等

ア 県は、あらかじめ把握した学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、あらかじめ把握した連絡先・連絡方法により、警報の内容を伝達するとともに、利用者に対して伝達することを要請する。

イ 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページに警報の内容を掲載する。

ウ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機を活用するなどして、警報の内容を的確かつ迅速に伝達する。

(3) 警報の解除の通知等

知事は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で関係機関へ通知するとともに、多数の者が利用する施設の管理者に対し伝達する。

2 市町村による警報の伝達

- (1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに住民及び関係団体に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うものとする。
 - ・ 市町村長は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれる場合には、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。
 - ・ 市町村長は、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれない場合には、市町村長が特に必要と認める場合を除いて、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載などの手段により、周知するものとする。
- (3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。
- (4) 市町村長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で住民及び関係団体に伝達するものとする。この場合において、原則としてサイレンを使用しないものとする。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による県民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得たときは、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

(3) 緊急通報の通知方法

ア 緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。ただし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

イ 知事は、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

ウ 知事は、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である関係指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、迅速に緊急通報の内容を通知する。

エ 知事は、緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部長にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

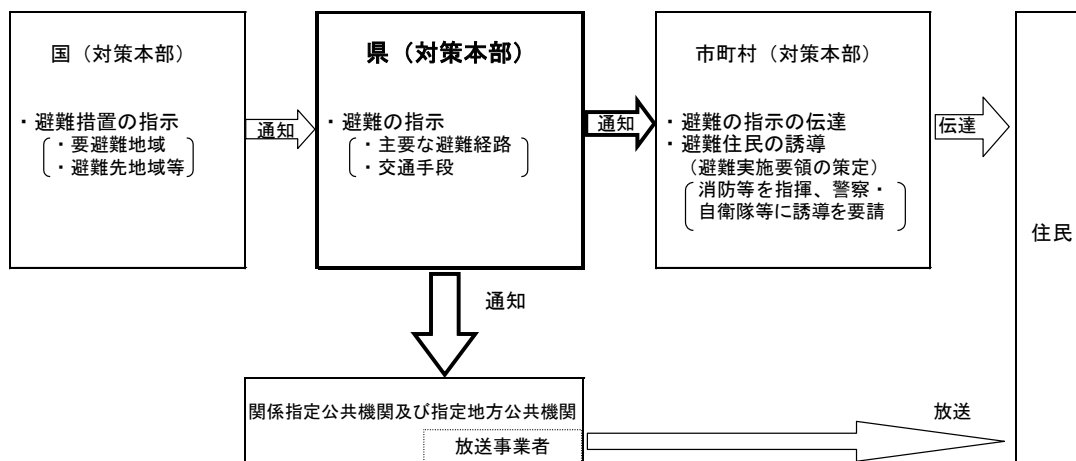
放送事業者である指定地方公共機関は、緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

(5) 市町村による緊急通報の伝達

市町村長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報の内容を広く伝達するものとする。

第2 避難の指示等

【避難の指示の流れ】



1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示の通知

ア 知事は、総務大臣を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けたときは、直ちに、市町村長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。

イ 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け、又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、要避難地域住民に対する避難の指示を行う。

イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を実施する。

ウ 通知を受けた場合（ア又はイ以外の場合）

警報の通知の場合と同様、その内容を関係機関に通知する。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

ア 知事は、避難措置の指示を受けた場合に要避難地域を管轄するときは、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。この場合において、当該要避難地域に近接する地域の住民も避難させる必要があると判断するときは、当該地域の住民に対し避難を指示する。

イ 知事は、避難の指示に当たっては、国の対策本部長による避難措置の指示で示された事項に加えて、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すものとし、これらを決定するに当たって、次の事項について情報の把握、調整等を行う。

- ・ 要避難地域の避難住民数の把握
- ・ 要避難地域に近接する地域の住民の避難に係る調整
- ・ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の要援護者の把握
- ・ 避難先地域の避難施設の状況の把握
- ・ 使用可能な運送手段の把握
- ・ 避難経路に使用可能な道路の把握
- ・ 国等から得られる支援内容の把握、必要な支援の要請
- ・ 市町村との避難誘導に係る調整
- ・ 運送事業者等との避難住民の運送に係る調整
- ・ 県警察との避難経路の選定、自家用車等の使用等に係る調整

ウ 知事は、避難の指示をする場合に、避難先地域に横浜市、川崎市又は相模原市が含まれるときは、あらかじめ、当該市長の意見を聴く。

エ 知事は、避難の指示をするに当たって、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。この場合において、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。ただし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(3) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(4) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、国の対策本部長にその内容を報告する。

(5) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

ア 知事は、県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ協議する。

イ 知事は、他の都道府県知事から協議を受けた場合には、必要に応じて関係市町村の意見を聴き、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案の上、迅速に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

なお、知事は、受入地域に横浜市、川崎市又は相模原市が含まれるときは、あらかじめ、当該市長の意見を聴く。

(6) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

3 避難の指示に際しての留意事項

(1) 避難における地域特性への配慮

ア 在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における住民の避難

(ア)道路、港湾施設等の利用のニーズが競合する場合の対応

米軍や自衛隊の行動と住民の避難に関する措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、必要に応じて関係市町村の意見を聴き、早急に情報を取りまとめる。国の対策本部長が利用指針を定める場合において国の対策本部長から意見を聴かれたときは、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等を踏まえ、必要な意見を述べる。また、状況に応じ、知事は、周辺住民の避難を円滑に行うために必要な道路を避難経路として利用できるよう国の対策本部長に依頼する。

知事は、利用指針が定められたときは、その利用指針を踏まえて、避難経路等を決定する。

(イ)避難措置の指示がなされる前の対応

知事は、在日米軍や自衛隊の施設等で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の住民に対する退避の指示、警戒区域の設定等を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避の指示や警戒区域の設定をした地域を管轄する市町村長に、その旨を通知する。

イ 大都市における住民の避難

大都市の住民を避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

ウ 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、県は市町村等と協力して避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、県は、帰宅困難者等への対応について近隣都県と連携を図る。

エ 石油コンビナート等特別防災区域の周辺地域における住民の避難

知事は、特別防災区域で、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の住民に対する退避の指示、警戒区域の設定等を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避の指示や警戒区域の設定をした地域を管轄する市町村長に、その旨を通知する。

(2) 動物の保護等に関する配慮

県は、国が示した動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方を踏まえ、次の事項について、配慮する。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護等

(3) 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

ア 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、知事は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、避難を指示する。

イ グリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア) グリラや特殊部隊による攻撃の場合、攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域においては、国の対策本部長の避難措置の指示を受けて、知事は、屋内に一時避難するよう指示する。この場合において、移動の安全が確保された後、適当な避難先への避難を指示する。

(イ) 知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる。

ウ 弾道ミサイル等による攻撃の場合

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であるため、知事は、国の警報及び避難措置の指示を受けて、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階及び地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示する。

(イ) 被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を指示する。

(ウ) 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、知事は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の避難を指示する。

エ NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合、知事は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難を指示する。この場合において、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

オ 武力攻撃原子力災害の場合

(ア)知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難を指示することとなるが、事態の状況を踏まえ、次の指示を行う。

- ・ コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- ・ 事態の推移に応じて、他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

(イ)知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング（監視、観測）結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

4 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村長の避難実施要領策定の支援

県は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村長からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 広域的見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合等で、必要と判断するときは、緊迫性等を勘案してより広域的見地からそれらの優先順位を定めるなど市町村長の要請の調整を行う。

また、市町村から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事が要請を行う。

(4) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療、情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、避難住民の誘導の支援等に当たって、県のみでは適切な支援等が行えないと判断する場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 避難住民の運送の求めに係る調整

ア 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合又は複数の市町村長による運送の求めが競合した場合若しくは競合することが予想される場合には、広域的な見地からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、自ら運送の求めを行う。

イ 知事は、運送事業に係る指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、所要の避難住民の運送を行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

ウ 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(8) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業に係る指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

なお、運送事業に係る指定地方公共機関の安全確保については、県が配慮するが、気象状況等の運行環境によっては、現場で運送を実施する責任者が判断して安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(9) 県による避難住民の復帰の支援等

知事は、避難の指示を解除した場合、市町村長が講ずる避難住民の復帰のための措置に対して、(4)(5)に準じて、支援等を行う。

5 市町村による避難実施要領の策定等

市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、県、県警察等関係機関の意見を聴くとともに、市町村国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

また、国が示した動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方を踏まえ、危険動物等の逸走対策や飼養等されていた家庭動物等の保護等について、配慮するよう努めるものとする。

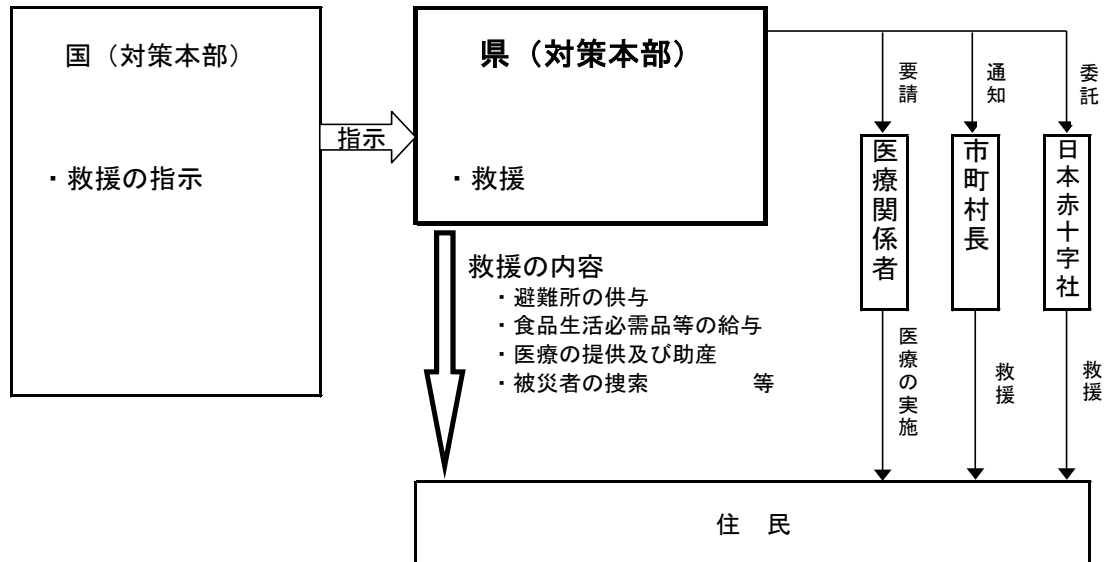
6 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールを強化し、県民の安全確保、犯罪の予防に努める。また、被災地において発生が予想される生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

県においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、県民等からの相談に対応することを通じ、県民等の不安の軽減に努める。

第5章 救援

【救援の流れ】



1 救援の実施

(1) 救援の実施

ア 知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、救援を行う。

イ 知事は、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認めるときは、救援の指示を待たずに救援を行う。

ウ 知事は、国の対策本部長による指示について、直ちに、横浜市長、川崎市長及び相模原市長に通知する。

(2) 救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること

知事は、救援を迅速に行うため必要があると認め、知事の権限に属する救援の事務の一部を市町村長（指定都市の長を除く。以下この章において同じ。）が行うこととする場合には、当該市町村長に対し、当該市町村長が行う事務の内容及び期間を通知する。この場合において、国民保護法第 80 条から第 85 条までに規定する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、直ちにその旨を公示する。

また、知事は、当該事務の実施に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、所要の救援に関する措置を講ずべきことを指示する。

(3) 日本赤十字社への委託

知事は、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社に委託する。

この場合において、知事は、災害救助法における実務に準じた手続により委託を行う。

(4) 指定都市との情報の共有

県は、指定都市が県と同様の立場で救援を行うことから、指定都市との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

また、知事は、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されているときは、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(3) 緊急物資の運送の求め

知事が運送事業に係る指定公共機関又は指定地方公共機関等に対し、緊急物資の運送を求めるときは、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(4) 指定地方公共機関による緊急物資の運送の実施

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、避難住民の運送に準じて行うものとする。

3 救援の内容

知事は、市町村長の補助を得て、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、次に掲げる救援を行う。

なお、県は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

(1) 避難所の供与

ア 避難所の開設

県は、市町村と調整の上、避難所を開設する場所を決定する。また、市町村と連携し、避難所を開設する。

イ 避難所の周知

県は、避難所を開設したときは、市町村を通じて速やかに地域住民に周知するとともに、県警察、第三管区海上保安本部、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営管理

(ア) 県は、市町村と連携し、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者、県職員及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行う。避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努める。

(イ) 県及び市町村は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。

(ウ) 県は、市町村と連携し、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。

(エ)県は、市町村との協力の下、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、神奈川県社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

県は、必要があるときは、市町村と連携し、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を実施する。なお、知事は、武力攻撃災害の被災地における応急仮設住宅等の建設に当たっては、用地の安全確認のため、必要に応じて、自衛隊等関係機関に対し不発弾の除去等を要請する。

イ 資機材の調達

県は、応急仮設住宅等の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達する。その上で、なお資機材が不足する場合、知事は、他の都道府県知事や国にその調達を要請する。

ウ 応急仮設住宅等への入居者募集

県は、市町村の協力の下、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要援護者の入居に十分に配慮する。

エ 公営住宅等への一時入居

県及び県住宅供給公社は、避難住民等の一時入居のため、それぞれがその管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用する。

また、市町村は、その管理する公営住宅の空家住宅を積極的に活用するよう努めるものとする。

オ 民間アパート等の活用

県は、民間アパート、企業住宅、保養所等の民間所有施設の管理者に対して、避難住民等の一時入居について協力を要請する。

(3) 食品の給与及び飲料水の供給

ア 飲料水の供給活動

(ア)県は、市町村の水道事業者に対して、応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給水用飲料水の衛生指導を行う。

(イ)県は、県営水道について、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援する。

(ウ)知事は、応急飲料水の確保が困難な場合は、国等に支援を要請するとともに、必要に応じて、防衛大臣に対し自衛隊の部隊等の派遣による給水等を要請する。

イ 応急飲料水以外の生活用水の供給

県及び市町村は、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

ウ 食品の調達・集積・配分・供給活動

(ア)県は、市町村と連携し、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。

(イ)県は、次の関係団体に要請等を行うことにより、食品の調達を行う。

- ・ 応急物資の取扱いに関する協定を締結している米穀届出版売事業者、応急食糧の調達協力企業、団体・・・保有米
- ・ 応急物資の取扱いに関する協定を締結している企業及び団体、応急食糧の調達協力企業及び団体・・・パン、即席麺、粉ミルク等、米以外の食品

(ウ)知事は、調達が困難な場合は、農林水産省に対し政府所有米穀等の供給を依頼するなど、国等に支援を要請する。また、必要に応じて、防衛大臣に対し自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等を要請する。

(エ)県は、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に主要食品等を集積し、市町村に配分する。

(オ)県は、市町村と連携し、備蓄食糧、広域応援協定等により調達した食品等を避難住民等に対し供給する。

(4) 生活必需品の給与又は貸与

ア 県は、市町村と連携し、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。

イ 県は、次により、生活必需品の調達を行う。

(ア)生活必需物資の調達に関する協定を締結している販売業者及びL P ガスの調達に関する協定を締結している関係団体に対して、生活必需品の調達を要請する。

(イ)災害時における県民生活の安定に関する基本協定を締結している関係団体に対して、情報の提供及び必要な要請を行う。

ウ 知事は、調達が困難な場合は、国等に支援を要請する。

エ 県は、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に生活必需品を集積し、市町村に配分する。

オ 県は、市町村と連携し、備蓄生活必需品及び広域応援協定等により調達した生活必需品を避難住民等に供給する。

(5) 医療の提供及び助産

ア 医療機関による医療救護活動

(ア)県は、県対策本部内に保健医療調整本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図るとともに、県立病院において医療救護活動を行うほか、医療機関等に協力を要請して医療救護活動を行う。

(イ)災害拠点病院をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものとされている。

(ウ)県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を広域災害・救急医療情報システムにより、速やかに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

(エ)県及び消防機関は、救急患者の搬送に際し、救命情報システムによる情報連絡体制を確保し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求める。

(オ)県は、必要に応じ、国、国立病院機構及び日本赤十字社に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(カ)県は、国、近隣都県等と連携協力し、航空機等を活用して重篤患者の迅速な広域医療搬送を確保する。

(キ)被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン（電気・ガス等の生活生命線）事業者等に迅速な応急復旧を要請するものとする。

(ク)県及び市町村は、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）、救急措置等を行うために救護班を確保する。

イ 救護所の設置

(ア)市町村は、救護所を設置し、救護活動を行う。

(イ)知事は、必要に応じて、国の対策本部長に対し、救護班の派遣を要請する。

(6) 被災者の捜索及び救出

県は、市町村、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 埋葬及び火葬

県は、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ迅速に収集し、情報提供を行うなど、市町村の行う遺体の埋葬及び火葬に係る業務が円滑に行われるよう支援する。

市町村は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行うとともに、県及び県警察と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施するものとする。

(8) 電話その他の通信設備の提供

県は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(9) 学用品の給与

県及び市町村は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(10) 死体の捜索及び処理

ア 死体の捜索

県は、市町村、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 死体の処理

(ア)県は、市町村と連携し、武力攻撃災害時には死体収容・安置施設を直ちに開設する。また、捜索により収容された死体をその死体収容・安置施設へ搬送する。

(イ)県は、市町村と連携し、また、所轄警察署、地元自治会及び町内会等の協力を得て、死体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(ウ)所轄警察署は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった死体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない死体を市町村に引渡すものとする。この際、市町村及び所轄警察署は、死体の引渡し作業を協力して行う。

県は、市町村と連携し、検案終了後に必要に応じて死体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(エ)市町村は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとする。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県は、市町村と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

県は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア 救護班を編成し、被ばく医療活動を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。

イ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

イ 国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。

なお、知事は、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続の下に行う。

(1) 要請等の内容

ア 物資の売渡し要請等

(ア) 知事は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(イ) 知事は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

(ウ)知事は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

イ 土地等の使用

知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

ウ 医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

知事は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

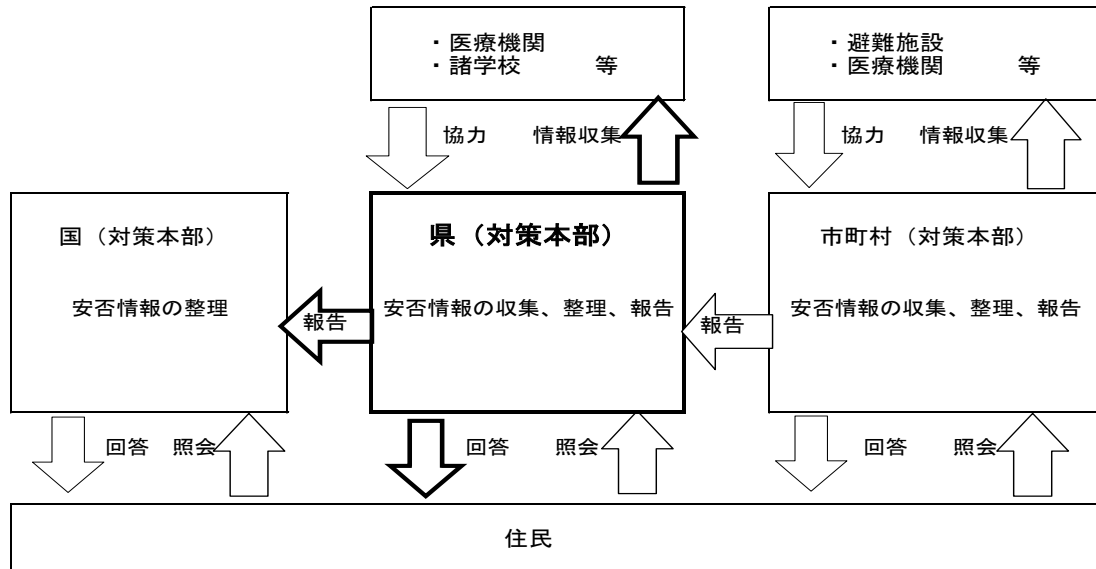
知事は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(5) 市町村における物資の売渡し要請等

市町村長は、市町村長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、(1)に掲げた措置を講ずることができるが、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみに講ずることができることに留意するものとする。

第6章 安否情報の収集及び提供

【安否情報の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

知事は、県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の検視・調査等、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

(3) 安否情報収集の協力要請

知事は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

知事は、市町村から報告を受けた安否情報及び県が収集した安否情報を整理する。この場合において、重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

2 総務大臣に対する報告

知事は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する安否情報報告書の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などにより報告を行う。

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

ア 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に県民に周知する。

イ 県は、住民からの安否情報の照会について、原則として県対策本部に設置する窓口、安否情報省令に規定する安否情報照会書に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができないときは、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メールなどによる照会も受け付ける。

ウ 県は、受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等）を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書により回答する。

ウ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 県は、安否情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に留意し、データの管理を徹底する。

イ 県は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社の要請があったときは、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合において、個人情報の保護に配慮する。

5 市町村における安否情報の収集及び提供

(1) 安否情報の収集及び報告

市町村長は、住民の安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に知事に報告するものとする。

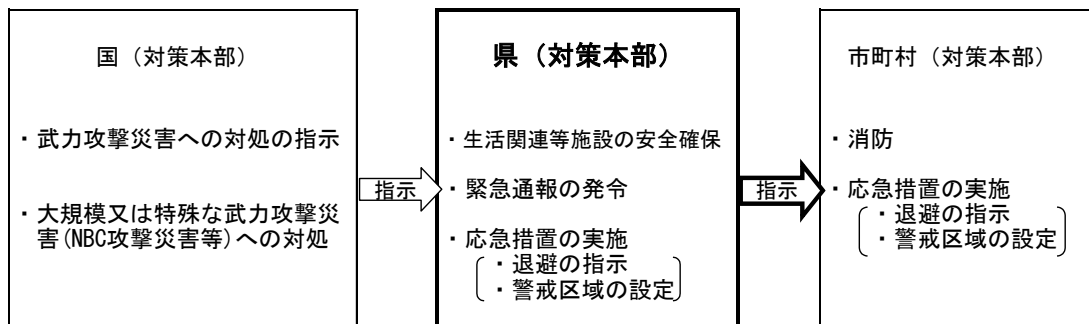
(2) 安否情報の提供

ア 市町村は、安否情報の照会を受けた場合、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

イ 市町村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書により回答するものとする。回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

【武力攻撃災害への対処の流れ】



第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を実施するため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処に当たる職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等からの通報又は市町村長からの当該兆候の通知を受けた場合、県警察の協力を得て、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、国の対策本部長に通知するとともに、必要な関係機関に対し通知する。

(2) 市町村長による武力攻撃災害の兆候の通知

市町村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者等からの通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、知事に通知するものとする。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、県内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、各施設の安全に関連する情報、対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部等関係機関と協力し、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。この場合において、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。この場合において、県は、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、当該施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

県は、県が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、県警察、消防機関その他の関係機関に対し、必要な支援を求める。

また、県は、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請するものとし、発電所、駅、空港等については、情勢により施設が何らかの攻撃を受ける可能性があるとは判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに要請する。

県公安委員会は、知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。立入制限区域として指定したときは、速やかに当該施設の管理者に通知する。

この場合において、県公安委員会は、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示するとともに、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

(5) 国の対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

(6) 国の方針を踏まえた措置の実施

知事は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずる場合には、内閣総理大臣の基本的な方針を踏まえ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

(7) 市町村が管理する生活関連等施設の安全の確保

市町村長は、市町村が管理する生活関連等施設について、施設管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急の必要があり、措置の実施が必要であると判断するときは、国民保護法施行令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- ・ 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ・ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)に掲げた措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、管理の状況について報告を求める。

【知事が命ずることのできる措置及びその根拠法令】

- ・ 措置の種類
 - 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 3号 所在場所の変更又はその廃棄

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項の危険物（同法第 9 条の 4 の指定数量以上のものに限る。）	消防法第 11 条第 1 項第 1 号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第 12 条の 3	国民保護法第 103 条	

物質の種類	区分	措置		
		1 号	2 号	3 号
毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物（同法第 3 条第 3 項の毒物劇物営業者、同法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第 4 条第 1 項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	国民保護法第 103 条		
	毒物及び劇物取締法第 3 条の 2 第 1 項の特定毒物研究者又は国民保護法施行令第 28 条第 2 号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第 45 条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の高圧ガス（同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）第 6 条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第 37 条の 4 第 3 項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第 39 条		

物質の種類	区分	措置		
		1 号	2 号	3 号
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の高圧ガス（同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第 37 条の 4 第 3 項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。	高圧ガス保安法第 39 条		
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法（昭和 35 年法律第 145 号）第 44 条第 1 項の毒薬及び同条第 2 項の劇薬（同法第 46 条第 1 項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	医薬品医療機器等法施行令第 80 条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	国民保護法第 103 条		
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				
2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

第2 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処

1 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

県は、特別防災区域内の特定事業所等に対して、防災の施設、設備、資機材等について、武力攻撃災害への対処にも活用できるよう、適切に維持管理するよう平素から指導・助言を行う。

また、県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、県石油コンビナート等防災計画に定めるところにより措置を行うことを基本とし、発災後速やかに石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地本部」という。）の設置等必要な体制をとり、併せて生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。

なお、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処について、県等が実施する措置は次のとおりである。

(1) 基本的考え方

特別防災区域に係る危険物等による火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、関係市及び関係機関並びに特定事業所等は、相互に協力して一体的な体制を確立し、災害の防御等応急対策を的確かつ迅速に実施する。

(2) 災害発生連絡又は報告

ア 特定事業所等においてその事業の実施を総括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の災害の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関に連絡することとされている。

イ 災害の通報を受けた消防機関の長は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、知事及び石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）並びに県警察及び海上保安部等に連絡するものとする。

(3) 応急活動体制

ア 防災本部の本部長（知事）は、防災本部員の招集又は関係機関の本部連絡員の派遣を要請して、防災本部において活動の統一的運営を図る。防災本部は、災害等に関する情報の収集、関係機関の連絡調整、応急対策の実施に関する必要な指示等を行う。

イ 関係市長は、特別防災区域に係る大規模な災害の発生等緊急の必要がある場合に迅速な対応を図るため、当該市に現地本部を設置することができる。現地本部は、コンビナート災害等から地域住民を保護するため、現地本部長（市長）を中心として二次災害防止も含め、現地の状況に即応した応急対策活動を行うものとする。

(4) 通信の確保

特別防災区域に係る災害発生時における関係機関等の相互通信連絡手段の確保を図るため、県及び関係市並びに特定事業所等に整備した県石油コンビナート等防災相互無線や、県及び特定事業所等に整備したFAX一斉通報システムを有効に活用する。

(5) 特定事業所等における防御活動

特別防災区域における危険物施設、高圧ガス施設その他の施設において火災、爆発、漏洩等の災害が発生した場合、特定事業所等による次の防御活動により地域住民等の安全を確保することとされている。

ア 緊急措置

特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に
応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行うこととされて
いる。

イ 警戒措置

特定事業所等は、特別防災区域で武力攻撃災害が発生した場合、災害を防止する
ため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を
行うこととされている。

ウ 災害の防御活動

特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防御活
動を行うこととされている。

また、自衛消防隊は、消防機関到着と同時にその指揮下に入り、共同して災害の
鎮圧に全力をあげることとされている。

エ 災害の拡大防止措置

特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行
うこととされている。

オ 災害防御活動への協力

特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、関係機関及び災害発生事業
所等の行う防御活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難
場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防御活動に努めることとされ
ている。

カ 特定事業所の相互連携

特定事業所は、当該特定事業所の所在する特別防災区域において生じた災害の拡
大の防止に関し、他の事業者と協力し、相互に一体となって必要な措置を講ずるこ
ととされている。

(6) 特定事業所に従事する者の安全確保

県は、措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、特定事業所等の管理者
に対し、随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事す
る者等の安全の確保に十分に配慮する。

2 武力攻撃原子力災害への対処

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処及び武力
攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本
計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）に定められた措置
を講ずることを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性に鑑み、特に以下の点
に留意するとともに、状況に応じて対処を行うものとする。また、併せて生活関連等施
設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び応急対策の公示等

ア 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報については、防災基本計画
（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により
行う。

イ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

ウ 県は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、知事は、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

(2) モニタリングの実施

県によるモニタリングの実施については、状況に応じ、防災基本計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により行う。

(3) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 県は、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、防災基本計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により同協議会と必要な連携を図る。なお、国の現地対策本部は原則として緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に設置されるが、被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置される。

イ 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリングの結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

(4) 国への措置命令の要請等

知事は、県民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(5) 安定ヨウ素剤の服用

知事は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、防災基本計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により行う。

(6) 食料物の摂取制限等

知事は、必要に応じ、飲食物等の摂取制限等の措置について、防災基本計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定め例により行う。

(7) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に十分に配慮する。

(8) 市町村における武力攻撃原子力災害への対処

市町村は、武力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、防災基本計画（原子力災害対策編）及び地域防災計画（原子力災害対策計画）の定めと同様の措置を実施することを原則とする。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に活動体制の整備及び確立、モニタリング（監視、観測）の実施等に留意するものとする。

3 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

ア 知事は、N B C 攻撃が行われた場合において、その被害状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

イ 知事は、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

ウ 県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針を踏まえた措置の実施

知事は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合には、内閣総理大臣の基本的な方針を踏まえ、必要な措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報を踏まえ、必要となる支援の内容を整理し、国に対して速やかに支援要請を行う。

また、県は、汚染物質に関する情報を、県保健福祉事務所、県衛生研究所及び医療機関等と共有するとともに、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

ア 県は、汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(ア) 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部に対して、直ちに汚染の範囲特定に資する被災情報を報告する。

また、県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、必要な措置を講ずる。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、汚染の原因物質を特定する。また、その要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、感染症法の枠組みに従い患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源の特定を行う。

県保健福祉事務所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を講ずる。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、適宜検知を実施する。また、県は、関係機関が行う汚染範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

イ 県は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携し、汚染され、又は汚染された疑いがある食料品の流通や摂取が行われることがないように、農業関係団体、流通事業者等に情報提供等を行うとともに、県民に注意を呼びかける。

ウ 知事は、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染され、又は汚染された疑いがある場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

(5) 汚染拡大防止措置

内閣総理大臣の要請を受けた知事又は当該知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、特に必要と認めるときは、次の表に掲げる措置を講ずる。

対象物件等	措置
飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
死体	・移動の制限 ・移動の禁止
飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(6) 市町村におけるNBC攻撃による災害への対処

ア 市町村は、NBC攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、対処の現場における初動的な応急措置として、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずるものとする。

イ 消防機関は、措置に当たる隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り救助・救急活動、検知等を行うものとする。

ウ 保健所設置市は、生物剤による攻撃の場合、感染症法の枠組みに従い患者の移送を行うとともに、関係機関と連携して消毒等の措置を講ずるものとする。

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。この場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときは、屋内への退避を指示する。

- ・ NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が防護手段もなく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

ア 県は、退避の指示を速やかに必要な地域の住民へ伝達する。また、退避の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

イ 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長その他関係機関に速やかに通知する。

ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

エ 県は、退避の指示をした場合は、国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示

警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行う。

2 事前措置

(1) 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 知事は、事前措置の指示を行った場合には、直ちに市町村長に通知する。

(3) 知事は、必要があるときは、警察署長及び海上保安部長等に対し、事前措置の指示を行うことを要請する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法

知事は、警戒区域の設定について、次の方法により行う。

- ア ロープ、標示板等で警戒区域を明示する。
- イ 住民に、警戒区域の設定について、広報、周知する。
- ウ 必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

ア 知事は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長に通知する。

イ 県警察は、警戒区域が設定された場合、交通規制などの必要な措置を講ずる。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

ア 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

イ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

4 応急公用負担等

(1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置

(2) 知事は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

(3) 知事は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

5 市町村における応急措置

市町村長は、武力攻撃災害が発生した場合等において、必要に応じて、退避の指示、事前措置、警戒区域の設定又は応急公用負担等の措置を講ずるものとする。

6 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

ア 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

ア 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。この場合において、その対処に当たる職員の安全の確保に十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

また、知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けたときは、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県内の消防力のみでは武力攻撃災害に対処できない場合、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣等の要請を行う。

ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、市町村長に対し、消防機関の隊員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告

(1) 県は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

(2) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領に基づき報告を求める。

(3) 知事は、県が収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報について、第一報については直ちに、その後は消防庁が指定する時刻に、火災・災害等即報要領に基づき消防庁に報告する。また、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断するときは、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

(4) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに、警察庁及び関東管区警察局に速やかに連絡する。

2 市町村及び指定地方公共機関における被災情報の報告等

市町村は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めるものとし、火災・災害等即報要領に基づき、被災情報の第一報を消防庁及び県に報告するものとする。その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 保健衛生対策

県は、避難住民等の健康維持及び地域の衛生状態を保持するため、保健医療関係者による巡回医療相談の実施や、健康相談窓口を設置するとともに、広域的な立場から市町村が実施する保健衛生措置を支援する。

なお、県は、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法の枠組みに従い、入院勧告や医療機関への移送を実施する。

また、県は、感染症等のまん延を防ぐため、感染症法の枠組みに従い、消毒その他の防疫対策を実施するとともに、市町村（保健所設置市を除く。）に対し消毒を指示する。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、飲料水、食品等の衛生確保のための指導を行う。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養士会等の関係団体と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

(5) 市町村における保健衛生の確保

市町村は、避難先地域において、必要な保健衛生の確保に努めるものとする。この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

県は、神奈川県災害廃棄物処理計画を参考とし、がれき等の廃棄物の処理体制の整備を図り、適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県は、被害状況から判断して県内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国を通じて、他の都道府県に対し、応援を求める。

(2) 廃棄物処理の特例

ア 知事は、環境大臣が指定する特例地域において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

イ 知事は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示するほか、必要な指導を行う。

(3) 市町村における廃棄物の処理

市町村は、廃棄物の処理を適切に行うとともに、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

県教育委員会は、県内に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

この場合において、県教育委員会は、その職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重する。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令等
- ・ 国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）に基づく物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表等
- ・ 物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）に基づく統制額を超える契約等に対する例外許可等

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、関係機関と連携し、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための措置を講ずる。

また、県は、被災した私立学校の児童生徒等に対しても同様の措置が講ぜられるよう、設置者に対して要請するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、県教育委員会が講ずる措置は次のとおりである。

ア 応急教育の実施

県教育委員会は、被災時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

県立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒及び施設設備の被害状況を把握し、県教育委員会に報告する。

ウ 教育施設の確保

県教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- ・ 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- ・ 公立学校の相互利用
- ・ 仮校舎の設置

- ・ 公共施設の利用

エ 教員の確保

県教育委員会は、被災により通常の教育を実施することが不可能となった場合の
応急対策として、臨時参集や退職教員の活用等により教員を把握、確保する。

オ 学用品の確保のための調査

県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、その結果、
教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の学用品を給与するた
めに、文部科学省及び県内図書取次店等への協力要請等必要な措置を講じる。

カ 授業料の減免等

県教育委員会は、被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、
関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特
別措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に
関する申告、申請及び請求等の書類の提出又は県税の納付若しくは納入に関する期限
の延長並びに県税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じ
て実施する。

(3) 雇用状況の把握と雇用の確保

県は、神奈川労働局等の国の機関と連携し、被災者等の雇用状況の把握に努めると
ともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関す
る措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

また、県は、離職者をできるだけ発生させないため、雇用維持の要請、各種助成金
制度等の活用促進、労働保険料の徴収の延期について国に要請する。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生
活の再建をするに当たり必要となる資金について、被災状況に応じた貸付の実施を検
討するとともに、福祉、保健、医療、金融等総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓
口を中心に被災者、事業者等に必要に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

ア 水道事業者である県は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、
武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ず
る。

イ 河川管理施設、道路及び港湾の管理者である県は、河川管理施設、道路及び港湾
を適切に管理する。

(2) 市町村等による生活基盤等の確保

ア 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水事業者である市町村等は、水を安
定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

イ 河川管理施設、道路及び港湾の管理者である市町村は、河川管理施設、道路及び
港湾を適切に管理するものとする。

(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ア ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

イ 運送事業に係る指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ウ (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会及び(独)神奈川県立病院機構は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

エ 道路の管理者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理するものとする。

第 1 1 章 交通規制

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、交通規制を実施している地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、県民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との緊密な連携を確保する。

第 12 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書第 8 条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである）



（白地に赤十字）

イ 信号

第一追加議定書第 8 条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書

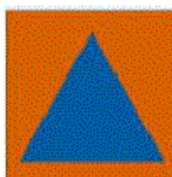
エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、国民保護措置のために使用される場所等

3 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次の医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ・ 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ・ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者（上記に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。）

(2) 知事は、次の医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、あらかじめ定めた基準に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ・ 医療機関である指定地方公共機関
- ・ 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者

4 特殊標章等の交付及び管理

(1) 知事又は県警察本部長は、国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次の職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア 知事

- ・ 県の職員（県警察の職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 県警察本部長

- ・ 県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、あらかじめ定めた基準に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

5 赤十字標章等及び特殊標章等についての啓発

県は、国、市町村、日本赤十字社その他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

6 市町村における特殊標章等の交付及び管理

市町村は、国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、特殊標章等を交付及び使用させるものとする。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害により、防災行政通信網等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員による復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン（電気・ガス等の生活生命線）施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

ア 上水道施設

(ア)あらかじめ定められた計画により要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行う。

(イ)施設の破損等により給水を停止する場合又は断水のおそれが生じた場合、市町村、県民等に対して、影響区域や復旧時期について速やかに周知する。

(ウ)応急復旧工事に必要な資機材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の水道事業者、工事業者等へ協力を要請する。

(エ)被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定める。

(オ)送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧する。

(カ)応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設する。

イ 下水道施設

(ア)災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行う。

(イ)施設の実状に即した応急対策用資機材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施する。

(ウ)施設の被害状況、復旧見込等について、市町村、県民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガスのライフライン（電気・ガス等の生活生命線）事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

(3) 市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の応急の復旧

市町村及び指定地方公共機関は、その管理するライフライン施設について、県に準じて応急の復旧のための措置を講ずるものとする。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

ア 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、備蓄基地を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の確保に努める。

イ 県は、他の道路管理者の管理する道路についても、速やかに被害の状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行う。

ウ 県は、その管理する農道、林道、漁港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、応急復旧等を行い、機能確保に努める。

(3) 市町村及び指定地方公共機関の管理する輸送施設の応急の復旧

市町村及び指定地方公共機関は、その管理する道路及び漁港施設並びにその所有する港湾施設及び鉄道施設等について速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告し、必要に応じ、その管理する施設の障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

県は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従って、武力攻撃災害の復旧を実施する。

2 当面の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方針を定める。

3 市町村における武力攻撃災害の復旧

市町村は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従って、武力攻撃災害の復旧を実施するものとする。

また、市町村は、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方針を定めるものとする。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく次の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ・ 特定物資の収用及び保管命令
- ・ 土地、家屋又は物資の使用
- ・ 土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ・ 車両その他の物件の破損

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

- ・ 住民の避難誘導への協力
- ・ 救援への協力
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ・ 保健衛生の確保への協力

また、県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し次の総合調整又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

- ・ 県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対して行う総合調整
- ・ 知事が市町村長に対して行う避難の誘導又は避難住民の復帰のための措置の指示
- ・ 知事が運送事業に係る指定地方公共機関に対して行う避難住民の運送の指示
- ・ 知事が運送事業に係る指定地方公共機関に対して行う緊急物資の運送の指示

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町村は、市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

市町村は、国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

県国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、県緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する関係機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

3 市町村及び指定地方公共機関における緊急対処事態への対処

市町村及び指定地方公共機関は、緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとする。

この場合において、警報の通知及び伝達は、国の対策本部長が決定した地域に対してのみ行われることに留意するものとする。

神奈川県国民保護計画

平成 18 年 3 月 作成

平成 19 年 1 月 変更

平成 20 年 1 月 変更

平成 22 年 8 月 変更

平成 26 年 11 月 変更

平成 30 年 11 月 変更

編集発行 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理対策課
